

〈設計等における数値の扱い〉

端数処理等の方法

- ・ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四

捨五入）まで算出する

- ・ 適用日

平成23年8月30日以降に、公告及び通知されたものに適用する。